



平成 23 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 オ オ バ
代表者名 代表取締役社長 大場 明憲
(コード：9765、東証第2部)
問合せ先 取締役企画副本部長 渡邊 丈士
(TEL. 03-3460-0111)

取締役のストックオプション報酬額およびストックオプションの内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対しストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬額およびその内容についての議案を、平成 23 年 8 月 25 日開催予定の第 7 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、新株予約権の具体的な発行および割当につきましては、下記について承認可決された後、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

記

1. 付議の理由

当社は、取締役の報酬制度について見直しを行い、当社の取締役に対し、原則として退任日の翌日から 10 日間権利行使を可能とし、各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を 1 株あたり 1 円とする新株予約権を、支給額の一部に相当する価額の株式報酬型ストックオプションとして、事業年度毎に付与するものであります。

これにより、当社の取締役の報酬制度において、当社の株価や業績との連動性を引き上げ、株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクを株主と共有することにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高め、公正で透明性の高い制度とすることを目的としております。

2. 議案の内容

当社はこれまで、現金支給による退職慰労金制度を採用しておりましたが、株主様との利益の共通化を図るため、第 7 1 回定時株主総会をもって退職慰労金制度を廃止しました。これに代わる当社の株価と連動する報酬として、本年度より株式報酬型ストックオプションを導入する事にいたしました。

当社は、平成 20 年 8 月 28 日開催の当社第 7 4 回定時株主総会において取締役報酬額につきましては年額 18,000 万円以内とする旨承認され、現在に至っております。この内、取締役に対して付与する株式報酬型ストックオプションにかかる報酬の費用を含め年額 18,000 万円以内と定める事について、ご承認いただきたく存じます。

株式報酬型ストックオプションとは、1 株当たりの行使価額を 1 円とする新株予約権を割当てるものです。付与の方法は、公正価値※を払込金額とする新株予約権を割当てる一方、新株予約権にかかる払い込みについては、払込期日において、割当予定者に対しそれぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬請求権を付与し、同日、金銭による払込みに代えて当該報酬請求権をもって相殺を行う方法によるものといたします。

本議案の承認可決後は、今後当社取締役会の決議により、報酬額の範囲内で株式報酬型ストックオプションのための新株予約権を発行することといたします。

当社取締役（社外取締役を除く）に対してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

①新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数 200 個を上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数当社普通株式 200,000 株を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

なお、総会決議の日（以下「決議日」という。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額となる。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から30年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

④譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑤権利行使の条件

新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。

⑥その他の条件

別途取締役会において決定するものとする。

※公正価値は新株予約権の割当日の株価および行使価額等を用いてブラックショールズモデルにより算出した公正な評価単価に基づくものといたします。

以上